

生活困窮者自立支援の現場発 課題と展望を考える

報告：生活困窮者支援委員会

2月14日に開催した標記の研修には、定員を超える67名ものみなさまに参加いただきました。今回の研修は、生活困窮者自立支援法が施行されて1年を迎えますが、この間現場で何が起き、何が課題になっているのかを明らかにしようということで開催したもので、兵庫県社会福祉協議会、兵庫県弁護士会のご後援を得ました。

内容は3部構成で、第1部は「生活困窮者自立支援法のしくみと東淀川区の実践～施行後1年を振り返る～」と題して、東淀川区保健福祉課 生活支援担当課長代理の谷口 伊三美さんから制度概要や現状、生活保護制度との関係など、お話をいただきました。第2部は、「生活困窮者支援のための法制度活用～相談実務に使える知識～」と題して、大阪弁護士会所属のあかり法律事務所 弁護士小久保 哲郎さんから、具体的な法律活用についてお話しいただきました。第3部は、「生活困窮者支援をさらに進めるために」と題して、本会生活困窮者支援委員会の福村副委員長から具体的な相談事例の報告と先のお二人の講師の方を交えてのお話でした。あっという間の3時間余りの時間でしたが、会場の熱気や講師の皆さまからの熱のこもったお話に時間がたつのも忘れて、引き込まれてしまいました。

本事業がはじまって約1年、「生活困窮者」とはだれを指すのか、何が「自立支援」の目標なのかを自問自答しながらの現場であることが見えてきました。

最後に開催日の2月14日は奇しくも「愛の日」その真逆をテーマにしたかのような研修会でしたが、「愛の反対は憎しみではなく無関心です。(マザー・テレサ)」という言葉にもあるように、この問題は実は私たちの身近なところにあります。今後も、より多くの方が、「生活困窮者」や「社会的孤立」に関心を持ってくださるよう、研修会や委員会の活動を継続していきたいと思っております。

